

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、法令の遵守に基づく企業倫理の重要性を認識するとともに、変動する社会、経済環境に対応した迅速な意思決定と、経営の健全性の向上を図ることによって株主価値を高めることを経営上の最も重要な課題の一つとして位置付けております。その実現のため、現在の株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人など法律上の機能制度を一層強化・改善・整備しながらコーポレート・ガバナンスを充実させてまいります。また、株主・投資家へは、迅速かつ正確な情報開示に努めるとともに、幅広い情報公開により、経営の健全性、透明性を高めてまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
本田技研工業株式会社	1,066,250	5.06
IMASEN取引先持株会	788,200	3.74
ヤマハ発動機株式会社	613,750	2.91
株式会社三菱東京UFJ銀行	605,000	2.87
今仙電機従業員持株会	566,316	2.69
株式会社第三銀行	505,000	2.39
第一生命保険株式会社	426,000	2.02
三井住友信託銀行株式会社	374,400	1.77
株式会社タチエス	320,000	1.52

支配株主(親会社を除く)の有無	—
-----------------	---

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

大株主の状況の10位は、日本発条株式会社、ティ・エステック株式会社が、所有株式数310,000株、割合が1.47%となっております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
決算期	3月
業種	輸送用機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

—

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

—

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	13名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
永井康雄	他の会社の出身者													
鈴木雄二	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
永井康雄	○	—	グローバルで幅広い事業を展開する総合商社の経営を通じて培われた高い見識をもとに、実践的な視点から有益なアドバイスをいただけるものと判断し選任しております。また、独立役員の属性として取引所が規定する項目のいずれにも該当せず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断しております。
鈴木雄二	○	—	愛知県警察本部の要職を歴任され、法令順守の精神を有しており、主にコンプライアンスの観点から有益なアドバイスをいただけるものと判断し選任しております。また、独立役員の属性として取引所が規定する項目のいずれにも該当せず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人との連携状況は以下のとおりです。

1. 監査方針・監査計画書等に関する意見交換
2. 定期面談による監査内容・状況等の聴取
3. 監査結果の事前説明聴取
4. 会計監査人による子会社往査への同行
5. 会計監査人の定期監査時の随時面談

当社は内部監査部門として監査室を設置しており、監査役と監査室との連携状況は以下のとおりです。

1. 事前調整に基づく監査方針・監査計画書の策定
2. 監査室が実施した監査結果の監査役への報告
3. 監査役監査により発見された問題点の監査室への情報提供
4. 必要に応じた合同の業務監査の実施
5. その他随時打合せ実施

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	
長谷川周義	公認会計士														
宮澤俊夫	弁護士														

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の間相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
長谷川周義	○	——	公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務、会計及び税務に関する専門的知見から、客観的で適切な監査が期待できるものと判断しております。また、独立役員の属性として取引所が規定する項目のいずれにも該当せず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断しております。
宮澤俊夫	○	——	弁護士の資格を有しており、企業法務について専門的な知見から、客観的で適切な監査が期待できるものと判断しております。また、独立役員の属性として取引所が規定する項目のいずれにも該当せず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	4名
--------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

取締役の役割に応じた報酬の設定を毎期行っており、インセンティブに関する施策は導入しておりません。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬)の開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書、営業報告書(事業報告)において全取締役の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬の額又はその算定方法の決定方針は、取締役報酬取扱要領に定められており、取締役の在任期間、役職等に応じて報酬額を決定しております。
取締役報酬は、月額50万円を限度額として定めております。
第78期(平成26年4月～平成27年3月)における報酬額は、以下のとおりです。
取締役11名に対して総額282百万円。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役への情報伝達体制は以下のとおりです。

- ・情報はEメール、電話、FAX等により伝達を行っております。
- ・毎月1回開催される定例監査役会及び必要に応じて開催される臨時監査役会において、常勤監査役は社外監査役に対して 監査の実施状況の報告を行っております。
- ・取締役会に提出される重要な議案のうち、必要あるものは事前に社外取締役及び社外監査役へ説明を行い意見交換を行っております。
- ・重要な会議議事録の回覧を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

定例取締役会を毎月開催するほか、必要に応じて適宜臨時に取締役会を開催し、経営の基本方針及び経営に係る重要事項について審議決定しております。取締役会に付議される重要事項につきましては、専務以下の常勤取締役によって構成される役員ミーティングにおいて事前に十分な審議を行っております。また取締役による経営会議を開催し、取締役会の決議事項に関する執行方針の検討・審議及び執行状況の管理・統制を行っております。

当社役員及びグループ会社の社長で構成される中央経営協議会を毎月開催し、グループ全般の重要事項に関して的確な意思決定と機動的な運営を可能とする経営体制をとっております。また、コンプライアンスの強化を図るため、グループを統括する当社会長を委員長とし、各社の社長を委員とする倫理委員会を設置し、倫理綱領の遵守状況について審議を行っております。

監査役は、取締役会及びその他の重要な会議に出席するほか重要な決裁書類を閲覧する等、取締役の業務執行の状況を監査し、経営監視機能の充実に努めております。

内部監査につきましては、各業務部門から独立した監査室が内部管理体制の適切性、有効性を検証し、必要に応じて問題点の改善に関する助言、勧告を行うとともに、その結果を社長に報告する体制をとっております。なお、監査役と会計監査人は、定期的及び内容に応じて適時に意見交換を行っており、また監査室が実施した内部管理体制の適切性等の検証に係る報告内容を閲覧し、必要に応じて各業務部門から報告を受けております。

当社の監査人は有限責任 あずさ監査法人であり、経営情報を随時提供し、情報の共有化を図ることで適切かつ公正な監査が行われるよう努めております。

当社は有限責任 あずさ監査法人へ公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく監査報酬340万円を支払っております。
会計監査業務を執行した公認会計士は、井上嗣平、大谷浩二であります。なお、継続監査年数が7年以内のため監査年数の記載は省略しております。また、当社の会計監査に係る補助者は、公認会計士8名、その他5名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役設置会社形態を採用し、監査役会は社外監査役2名を含む4名で構成されております。

監査役は、取締役会及びその他の重要な会議に出席するほか、重要な決済書類を閲覧する等、取締役の業務執行の状況を監査しており、経営監視機能を十分に果たせる体制を構築しております。

また、財務・会計・企業法務に関する専門的知見を有する社外監査役による監査が実施されることにより、外部からの客観的・中立的な経営の監視体制を整えております。

また、社外取締役2名の選任により、各人が有する企業経営、コンプライアンスなどの専門的知見や豊富な経験と幅広い知識を生かして、客観的な立場から当社の経営に積極的な提言・助言がなされることで、取締役会による業務執行に対する監督機能の一層の強化を図っております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	招集通知は法定期限より早い時期に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	2015年6月23日(火曜日)に開催しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	名証IRエキスポへの参加のほか、代表者による会社説明会を随時実施しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期毎に東京にて決算説明会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、報告書、決算説明会要旨などを掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	グローバル経営企画部 部長 三輪真揮	
その他	株主総会後の株主懇親会の実施、名証IR懇談会への参加など。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	グループ倫理綱領において、公平公正な関係の維持を規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境保全活動につきましては、ISO14001の認証を取得し、環境方針及び行動指針を定めて活動を展開しております。また、CSR活動につきましては、企業行動規範を定め、全社員が誠実に実践することができるように遵守の徹底を図っております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 重要

当社は、以下のとおり「内部統制システム構築の基本方針」を定め、内部統制システムの整備に取り組んでおります。

1. 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ー1 今仙グループの取締役及び使用人は、倫理憲章、企業行動規範から成る「今仙グループ倫理綱領」(以下「倫理綱領」という。)に従い行動する。

ー2 当社は、「倫理綱領」に基づく行動を担保するため、コンプライアンス委員会及び倫理委員会を設置するとともに、内部通報制度の適正な運用を図る。

ー3 今仙グループ子会社は、「倫理綱領」の遵守状況について定期的に倫理委員会に報告する。

ー4 当社は、社外取締役及び社外監査役を複数名選任し、取締役会の他、重要な会議に参画することで、経営の意思決定及び業務執行を監督する体制を強化する。

ー5 内部監査部門である監査室は、当社使用人の職務の執行状況について内部監査を実施し、コンプライアンス違反の未然防止を図る。

ー6 今仙グループは、反社会的勢力との一切の関係を遮断する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

ー1 取締役の職務の執行に係る情報については、法令・社内規程に則り、適切に保存・管理する。

ー2 機密情報及び個人情報については、「情報セキュリティ規程」、「個人情報管理規程」に則り適切に管理する。

3. 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ー1 「リスクマネジメント規程」に則り、今仙グループの企業活動及び経営に重要な影響を与えるリスクの実態並びにその及ぼす影響を把握し、リスクがもたらす損失の最小化を図る。

ー2 当社は、リスクマネジメント委員会を設置し、今仙グループのリスクを管理監督し、内部統制システムの維持、向上を図る。

ー3 今仙グループの取締役及び管理監督者は、担当業務の内容を整理し、内在するリスクを把握、分析、評価し、リスクマネジメント委員会に報告するとともに適正な対策を実施する。

4. 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ー1 今仙グループは、中長期経営計画を策定し、その目標の実現に向けた具体的な施策である重点展開方針に沿って職務を執行する。

ー2 当社は、執行方針及び経営戦略の検討・審議、執行状況の管理・統制などを効率的に行うため、取締役で構成する各種会議体を設置する。

ー3 今仙グループ各社は、組織、業務分掌及び職務権限に関する規程を整備し、迅速な意思決定及び効率的な職務執行を行う。

5. 今仙グループ子会社の業務の適正を確保するための体制

ー1 関係会社担当取締役及び管理を担当する部署を設置する。また、必要に応じて当社の役員又は使用人に今仙グループ子会社の取締役及び監査役を兼務させることができる。

ー2 今仙グループ子会社の重要事項の決定に関しては、「関係会社管理規程」に基づき、当社取締役会の事前承認を受ける。

ー3 当社の取締役及び子会社の取締役社長で構成する中央経営協議会にて、今仙グループ子会社から経営状況の報告を受けるほか、その執行状況についてのモニタリングを行う。

6. 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告に係る内部統制システムの信頼性、適正性を確保するため、財務委員会を設置する。財務委員会は、監査室と連携して継続的に運用評価を行い必要は是正措置を実施する。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに監査役がその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

ー1 監査役がその職務を補助すべき使用人の設置が求められた場合は、適任者を監査役職務補助専任者として任命するものとし、当該使用人の評価等身分の決定は、取締役会の同意を得て行う。

ー2 監査役がその職務を補助する使用人は、監査役又は監査役会の指示のもと職務を遂行する。

8. 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

ー1 監査役は、重要な会議に出席し各職制の重要な業務の報告を受けることができるとともに、稟議書その他の重要な書類を閲覧することができる。

ー2 取締役及び使用人は、監査役の求めに応じ、業務執行に関する事項について定期的に報告する。また、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある問題・事実を発見したときは、適時適切に監査役への報告を行う。

ー3 「内部通報制度運営要領」の適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保する。

ー4 監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制を「内部通報制度運営要領」に定め、取締役及び使用人に周知徹底する。

9. 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行につき、費用の前払等の請求をしたときは、請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に関係しないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

10. その他監査役が効率的に行われることを確保するための体制

ー1 代表取締役、取締役及び子会社の代表取締役と面談により重要課題事項についての意見及び情報交換を行うことで監査の実効性の確保に努める。

ー2 監査室及び会計監査人から定期的に監査結果について説明を受けるとともに、協議及び意見交換するなどして綿密な連携を図る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況は以下のとおりです。

倫理委員会、コンプライアンス委員会が反社会的勢力排除に向けた整備を行っております。

ー1 経営トップは組織としての対応を図るため、倫理規程、行動規範、社内規則等を明文化させた「今仙グループ倫理綱領」を携帯させ社内教育を展開するとともに経営トップ以下、組織全体として対応していく体制を構築しております。

ー2 反社会的勢力による被害を防止するため、平業から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と密接な関係を構築しております。

ー3 反社会的勢力による被害が発生した場合の対応を統括する部署を総務部とし、反社会的勢力に関する情報を一元的に管理・蓄積し、被害を防止していくための社内体制の整備、研修活動の実施、対応マニュアルの整備を進め、外部専門機関との連携を強化してまいります。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項
